

平成24年11月21日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年(〇〇)第●●号損害賠償請求上告事件(原審・東京地方裁判所平成●
●年(〇〇)第●●号)

判	決
上告人	X
被上告人	国

主 文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人の上告理由について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。上告人は、税務署が封筒にシールを貼り返送日の日付等を改ざんした旨主張するが、当該主張は原審で行っていなかったのみならず、返送日の違いは、本件の争点である確定申告書の控えの一部について返送し忘れたことの違法性の有無に影響を与えるものではない(なお、乙2について、返送日の日付を改ざんするためにシールを貼付したのであれば、封筒に印制された「控」の字のいくつかに丸印があるはずなのにそれがないことから、上告人主張の改ざんの事実は認め難い。)。論旨は、採用することができない。

よって、本件上告は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第17民事部

裁判長裁判官

南敏文

裁判官

江口とし子

裁判官

野村高弘